

MORITAKU CAMPAER レンタル用品利用規約

1.総則	このレンタル規約は、守山タクシー株式会社が運営するキャンピングカー及びキャンプ用品レンタル店のモリタクキャンパー（以下「当社」という）との間のキャンプ用品の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）に関し、特別な契約書類を作成しない場合に限り適用されます。
2.用品の賃貸借	当社は、お客様に対しレンタル用品を賃貸し、お客様はこれを賃借するものとします。
3.契約の成立	当社とお客様との間のレンタル契約は、お客様が当社に対しレンタルサービスの利用申し込みをし、当社の承諾の上での申込受付のご連絡（メールまたは電話）お客様側にて受信した時点で成立するものとします。当社は、お客様の利用申し込みに対し、お申し込み内容を審査し、場合によっては、レンタルサービスの提供をお断りすることがあります。 なお、お断りした場合であっても、当社はお断りする理由を説明する義務を負わないものとします。
4.レンタル期間	レンタル期間は、用品のお受取りからご利用後ご返却されるまでの期間となります。万が一、お客様のご都合でご利用開始日を過ぎてレンタル用品をお受取りになった場合であっても、レンタル期間を変更することはできないものとします。また、お客様のご都合で契約が終了した場合もレンタル料金は当初契約した全額をお支払いいただきます。
5.ご利用料金	ご利用料金は、当社が発行するレンタル料金表に基づいて算出した、レンタル料、その他代金（運送諸経費を除く）などに消費税を付した金額の合計になります。
6.用品のお渡し	<ol style="list-style-type: none">1. 当社のお客様に対し、レンタル用品をお客様の指定する場所においてレンタル開始日に引渡し、お客様はレンタル用品をレンタル期間満了日に返却するものとします。2. お客様の指定した場所でレンタル用品を引き渡すことが不可能と当社が判断した場合、引き渡し場所の変更をお客様にお願いする、または、レンタル契約を解除することがあります。3. 用品受け取り後すぐに、お客様自身で用品の形状、数量等に関してご確認ください。その時点で、利用困難な程度の破損や用品の内容間違い、数量不足など、当社の責任で何らかの問題が生じている場合には当社は速やかに対応するものとします。ただし、レンタル期間終了までに、問題が解決できない場合があることをご了承ください。この場合、その用品レンタル代をご返金する事で、当社は一切の責任を逃れるものと致します。また、レンタル料等以上の返金は請求いただくことができません。4. 配送業者の責任によるレンタル用品の遅着または破損については、当社は一切の責任を負いません。 用品のお受け取りから 24 時間以内にお客様からのご連絡がない場合、その用品は正常なものと判断し、それ以降のクレームは受け付けしないものとさせていただきます。
7.責任の範囲(免責事項)	<ol style="list-style-type: none">1. お客様の責によらない事由によりレンタル期間中に生じた性能の欠陥により用品が正常に作動しない場合、当社はレンタル用品を交換します。また、代替用品が無い場合はその用品レンタル代をご返金する事で、当社は一切の責任を逃れるものと致します。また、レンタル料等以上の返金は請求いただくことができません。

	<p>2. 下記の項目及び、それに類する事に関して、当社は一切の責任を負わないこととします。</p> <p>① お客様がレンタル用品の使用、設置、保管によって生じた事故の被害、又は第三者に与えた損害。</p> <p>② レンタル用品がレンタル期間中に使用不可能になった場合のお客様の損害。</p> <p>③ レンタル用品が配送途中の事故によりレンタル契約の目的が果せなかった場合のお客様の損害。</p> <p>④ レンタル用品が、使用不能によりお客様に発生した損害。</p> <p>レンタル用品が、魁夷の想定する使用目的に合致すること、または、有用であることの補償は、当社一切いたしません。また、上記の目的適合性または有用性を欠くことについての損害賠償はいたしません。</p>
8.レンタル用品の使用、保管等	<p>1. お客様がレンタル用品を使用される際、お客様の使用上の不注意によって生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>2. お客様はレンタル用品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸等を行うことはできません。またレンタル用品を改装、改造することはできません。</p> <p>お客様には、レンタル用品の使用及び保管について、善良なる管理者による注意義務を負っていただきます。</p>
9.レンタル用品の返却	<p>1. お客様は契約期間に基づき、レンタル用品をレンタル期間の終了日の19時まで、当社返却していただきます。配送業者を使用して返却される場合の配送費はお客様にご負担いただきます。</p> <p>お客様はレンタル用品を用品受取時と同様な状態で返却することとします。あきらかに異常な汚れの酷い物と当社が判断した場合には、別途お客様へ整備料（クリーニング代等）をいただく事ができるものとします。</p>
10.レンタル期間の延長	<p>1. レンタル期間の延長をご希望される場合には、お客様が返却予定日の前日に必ず当社に電話にて連絡をいただき、その上で当社の承諾があれば可能となります。</p> <p>延長可能となった場合には、規定の延長料金を頂戴いたします。ただし、該当用品に別のお客様からの予約が入っている場合等はレンタル期間を延長することはできません。延長不可の場合は契約終了日までに速やかに返却をするものと致します。</p>
11.レンタル用品返却の遅延	<p>1. 用品の延長が出来ない状況において、返却を遅延された場合等、返却が遅れることで貸し出しが出来ず、当社が不利益を得る場合、その損害分を請求させていただきます。また、ご連絡なく延長された場合は通常の延長料金の2倍をご請求させていただきます。</p> <p>2. お客様からレンタル期間満了日を過ぎて3日以上ご連絡がない場合や、お客様が本レンタル規約に違反した場合は、特段の通知、催告なくレンタル契約を解除することができるものとします。</p> <p>この場合お客様には直ちにレンタル用品を返却していただきます。契約解除後、当社がレンタル用品の返却を受けるまでの間は、延長料金相当額に違約金（延長料金と同額）を付加してお支払いいただきます。返却の見込みがないと当社が判断した場合は、延長料金、違約金とは別に用品再購入価格をお支払いいただきます。</p>
12.レンタル用品の破損、紛失等	<p>1. レンタル用品がお客様の責に帰すべき事由により紛失、損傷した場合、またはお客様が当社のレンタル用品に対する所有権を侵害した場合は、お客様は当社に対して、紛失したレンタル用品の再購入代金、損傷したレンタル用品の修理</p>

	<p>代金及び当社が被った一切の損害（当該商品のレンタル料に修理日数を乗じた金額）を賠償していただきます。</p> <p>2. また、レンタル用品の返却時に、セット内容の一部を忘れた場合、そのセットの一部が返却されるまで、当社料金表に基づくレンタル料金の30%をお支払いいただきます。また、お客様がお忘れになったセット内容の一部を返却される時の配送料はお客様負担となります。</p> <p>なお、該当用品に別のお客様から予約が入っている場合等で、貸し出しが出来ず、当社が不利益を得る場合には、その損害分を請求させていただきます。また、紛失された場合、用品再購入価格をお支払いいただきます。</p>
13. 予約の取り消し(キャンセル)	<p>正式予約完了後の予約の取り消しには、以下のキャンセル料金が発生いたします。</p> <p>キャンセル料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用開始日の7～3日前・・・レンタル料金×50% ・利用開始日の前日～2日前・・・レンタル料金×80%+（配送業者を使用して発送している場合は往復配送料金） ・利用開始日（お届け日）以降・・・レンタル料金×100%+（配送業者を使用して発送している場合は往復配送料金）
14. 請求代金の支払遅延利息	<p>レンタル用品の破損、紛失等の為、当社より請求された代金の支払いが指定期日(7日間)を経過した場合、支払遅延利息として請求代金の10%が加算されます。</p>
15. 契約の解除	<p>お客様が万一次に掲げる事由に1つでも該当する事由が生じた場合は、当社は特別の通知、催告なしで、この契約を解除できるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 支払い停止または支払い不能の状態に陥ったとき ② 手形又は小切手が不渡りとなったとき ③ 差押え、仮差押え、仮処分、又は競売の申立があったとき ④ 破産、会社整理、会社更生、民事再生の開始の申立を自ら行ったとき、又は申し立てられたとき ⑤ 解散、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき ⑥ 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の開始したとき（甲及び乙が当事者である場合を除く） ⑦ 営業の取消し、または停止処分を受けたとき ⑧ その他本規約に定める条項に違反したとき <p>この場合、お客様には直ちに用品を返却していただくものとし、当社の手元に戻るまでの期間のレンタル料金及び追加料金をいただきます。</p>
16 準拠法	<p>本レンタル規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。</p>
17. 管轄裁判所	<p>本レンタル契約に関して紛争が生じた場合には、当社の所在地の地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。</p>

2021年2月2日制定